青森県報

第六百九十八号

令和五年十二月十一日（月曜日）

目次

告示

○難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定……（がん・生活習慣病対策課）…一

○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定の取消し……（同）…二

○飼料の試験の結果の概要……（畜産課）…二

○区域内特定養殖業者の特定養殖共済加入義務の発生……（水産振興課）…三

○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……（会計管理課）…三

○漁船保険付保義務の発生……（西北地域県民局）…四

公告

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……（会計管理課）…四

出先機関

○土地改良区の役員の退任……（三八地域県民局）…四

監査委員

○監査結果に対する措置の公表……（事務局）…五

正誤

○令和五年七月十日定例告示中……（道路課）…九

告示

青森県告示第七百三十号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

令和五年十二月十一日

青森県知事　宮下　宗一郎

指定医の区分	氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関 名称	主として指定難病の診断を行う医療機関 所在地	担当する診療科名	指定年月日
難病指定医	前田　泰規	八戸市立市民病院	八戸市田向三丁目一の一	耳鼻咽喉科	令和五・一二・六
難病指定医	山内　一崇	青森市民病院	青森市勝田一丁目一四の二〇	耳鼻咽喉科	五・一二・七
難病指定医	石山　浩明	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	リハビリテーション科	五・一二・一〇
難病指定医	清水目　奈美	むつ総合病院	むつ市小川町一丁目二の八	耳鼻咽喉科	五・一二・一五
難病指定医	外崎　奏汰	十和田市立中央病院	十和田市西十二番町一四の八	総合診療科	〃
難病指定医	米澤　剛広	よねざわ内科消化器内科クリニック	八戸市根城五丁目二の六	内科、消化器内科、肝臓内科	〃
難病指定医	吉田　達哉	むつ総合病院	むつ市小川町一丁目二の八	消化器外科、外科	五・一二・一七

難病指定医	松田　尚也	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	リハビリテーション科	五・一二・二〇

青森県告示第七百三十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十条第四項の規定により、次の指定医についてその指定を取り消したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

令和五年十二月十一日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

指定医の区分	氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関 名称	主として指定難病の診断を行う医療機関 所在地	担当する診療科名	指定取消年月日
難病指定医	佐々木　航	一部事務組合下北医療センター東通村診療所	下北郡東通村大字砂子又字里一七の二	内科、小児科、整形外科	令和五・一二・六
難病指定医	上里　涼子	青森県立あすなろ療育福祉センター診療部	青森市大字石江字江渡一〇一	整形外科	〃

青森県告示第七百三十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により令和五年十月六日及び同月十二日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

令和五年十二月十一日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
日和産業株式会社　八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の9	同左	ニチワ印肉用種鶏成鶏飼育用配合飼料　ブロ種鶏　雄用	5.10	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、ＭＥ、水分	無
日和産業株式会社　八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の9	同左	ニチワ印種豚飼育用配合飼料 マザーＡ	5.10	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、ＴＤＮ、水分	無
日和産業株式会社　八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の9	同左	ニチワ印子豚育成用配合飼料 クリーン子豚　ＣＲ	5. 9	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、ＴＤＮ、水分	無
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の8	同左	フィード・ワン 肉豚ガーリック７５	5.10	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、ＭＥ、水分	無
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の8	同左	フィード・ワン 健然後期ＥＸＭ	5.10	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、ＭＥ、水分	無

東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の8	同左	フィード・ワン DPF純植15－285	5.10	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、ME、水分	無
プライフーズ株式会社　百石工場 上北郡おいらせ町一川目四丁目83の1	同左	チキンミール	5.10	粗たん白質、粗灰分、水分	無
プライフーズ株式会社　百石工場 上北郡おいらせ町一川目四丁目83の1	同左	フェザーミール	5.10	粗たん白質、粗灰分、水分	粗たんぱく質5.4%不足、粗灰分1.7%過剰

青森県告示第七百三十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の六第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第三項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和五年十二月十一日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

発起人の住所及び氏名（名称）	加入区の名称
東津軽郡平内町大字土屋字高森山一の一四七　田村　幸秀 東津軽郡平内町大字土屋字高森山一の二〇二　田村　政行	平内町第一加入区
東津軽郡平内町大字茂浦字月泊一七四の一　竹内　秀和 東津軽郡平内町大字茂浦字月泊四　竹内　武雄	平内町第二加入区
東津軽郡平内町大字茂浦字馬屋尻一　後藤　修治 東津軽郡平内町大字茂浦字浦田沢一一四の一三　後藤　亨	平内町第三加入区
東津軽郡平内町大字東田沢字田沢七四の一　畑井　薫 東津軽郡平内町大字東田沢字田沢五七　畑井　悟	平内町第四加入区
東津軽郡平内町大字浜子字家の下二の二　濱田　善幸 東津軽郡平内町大字浜子字家の下一九の六　工藤　光行	平内町第五加入区
東津軽郡平内町大字清水川字大川添二〇　江戸　幸一 東津軽郡平内町大字清水川字梨ノ木一三の一　亀田　晴生	平内町第六加入区

青森県告示第七百三十四号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和五年十二月十一日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

第二号の表中

「

青森県信用組合旭町支店	青森市旭町一丁目

」を削る。

青森県告示第七百三十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和五年十二月十一日

青森県知事　宮下　宗一郎

発起人の住所及び氏名		加入区の名称
つがる市牛潟町鷲野沢二九の六二四	尾野　明彦	車力
つがる市富萢町屏風山一の八五七	秋田　浩一	
つがる市富萢町去来見二五の一	北沢　文敏	

公　告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年十二月十一日

青森県知事　宮下　宗一郎

一　物品等の名称及び数量
　ノート型パーソナルコンピュータ　七百九十一台

二　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　青森県出納局会計管理課
　青森市長島一丁目一の一

三　契約の方法
　一般競争入札

四　落札者を決定した日
　令和五年十一月二十一日

五　落札者の名称及び住所
　株式会社青森共同計算センター
　青森市第二問屋町三丁目一〇の二六

六　落札金額
　八千七百一万円

七　落札者を決定した手続
　入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した仕様書に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八　入札の公告を行った日
　令和五年十月十一日

出　先　機　関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、福地土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和五年十二月十一日

三八地域県民局長　菅　孝

役員の区別	氏名	住所	退任の年月日

令和 五・一二・七	
三戸郡南部町大字森越字押口七の二	
監事	佐々木 嘉彦

監 査 委 員

青森県監査委員告示第十一号

令和五年九月十五日付け青森県報第六百六十二号で公表した監査の結果について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十四項の規定に基づき、青森県知事、青森県病院事業管理者及び青森県公安委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和五年十二月十一日

青森県監査委員　竹　内　　均
青森県監査委員　川　嶋　由紀子
青森県監査委員　櫛　引　ユキ子
青森県監査委員　小比類巻　正　規

監査結果に対する措置の公表

監査箇所名	監査結果	措置の内容
東青地域県民局県税部 中南地域県民局県税部 三八地域県民局県税部 西北地域県民局県税部 上北地域県民局県税部 下北地域県民局県税部	令和５年５月31日現在、県税において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。	県税の収入未済額の縮減については、県税全体の収入未済額の約９割を占める個人県民税について市町村や市町村税滞納整理機構との連携を含めた総合的な徴収対策を講じてきたことにより、令和３年度以降、２年連続で縮減を図ることができたところである。 引き続き、総合的な徴収対策を講じるとともに、特に、個人県民税については、市町村税滞納整理機構と協力しながら、市町村を積極的に支援し、更なる収入未済額の縮減に取り組んでいるところである。

交通政策課	委託料において、契約事務の手続が適切に行われていないものがあったので、適正な事務の執行に努めること。	内部統制における所属固有リスクの一つとして、「支出事務の委託」を継続的に引継ぐ。 また、委託契約の締結に当たっては、業務内容と支払方法に即して会計管理者への合議の必要性について、予算担当及び各事業担当のGMを含むラインの複数人で確認する。
東青地域県民局地域連携部	令和５年３月31日現在、諸収入において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。	今後とも債権管理を適切に行い収入未済額の縮減に努めていく。
環境保全課	令和５年５月31日現在、諸収入において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。	差押中の債権については継続的に取立を行い収入未済額に充当している。 また、差押中の不動産については、原状回復事業終了後に公売を予定している。 今後も継続して財産調査を実施し、滞納処分可能な財産が発見された場合は滞納処分を執行し、財産が無いと判断した場合は、滞納処分停止のうえ不納欠損処理を行うなど適切に債権管理を行い、収入未済額の縮減に努めていく。
自然保護課	委託料において、適切に行われていないものがあったので、適正な事務の執行に努めること。	入札の際は、入札保証金の必要額や、入札無効時の新たな入札における業者選定等について、財務規則等の根拠条文や出納局作成のマニュアル等を担当者に十分認識させる。また、添付するこれらの該当箇所を起案に添付することにより、決裁過程の職員が確認し認識できるようにする。 入札保証金額の必要額を明確に判別できる様式を作成し、入札執行時に活用する。 入札保証金が必要と見込まれる入札時には、経理担当者も立会い、入札保証金額の確認を確実に行う。
医療薬務課	令和５年５月31日現在、諸収入におい	看護師等修学資金の制度内容と利用者の義務を丁寧に説明す

	て多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。	る等、利用者に適切な周知を行い、債権発生の未然防止を図っており、返還金が生じた場合は、速やかに対象者に返還理由を説明し、収入未済とならないように指導する等、収入未済の新規発生の抑制に努めている。令和４年度は新規滞納者が生じたが、これについては、令和５年７月24日までに解消したところである。 また、過年度発生に係る収入未済については、収入未済解消要綱に基づき、速やかに対象者の状況を把握し、電話、文書及び訪問等による催促を行うとともに、必要に応じて財務規則に規定する督促状を発出するなどした結果、収入未済額が減少傾向にあることから、引き続き当該取組を進め、収入未済額の縮減に努めていく。
障害福祉課	令和５年５月31日現在、一般会計及び医療療育福祉・医療療育センター特別会計において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。	障害者扶養共済制度及び医療療育センターの利用に当たり、制度の内容と利用者の権利義務を丁寧に説明するなど、利用者に適切な周知を行い、債権発生の未然防止を図るとともに、返還金が生じた場合は、返還金の理由及び必要性を改めて説明し、収入未済とならないよう指導する等、収入未済の新規発生の抑制に努めている。 また、納入期限までに履行しない者に対しては、「青森県心身障害者扶養共済制度未納金徴収事務処理要領」及び「青森県立はまなす医療療育センター収入未済金対策要領」に基づき速やかに滞納者の状況を把握しつつ、電話や文書、訪問による催促を行うとともに、必要に応じて財務規則に規定する督促状を発出する等の対策を行うなど、今後も継続して収入未済額の縮減に努めていく。
東青地域県民局地域健康福祉部 中南地域県民局地域健康福祉部 三八地域県民局地域健康福祉部 西北地域県民局地域健康福祉部 上北地域県民局地域健康福祉部 下北地域県民局地域健康福祉部	令和５年５月31日現在、一般会計及び母子父子寡婦福祉資金特別会計において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。	生活保護や母子父子寡婦福祉資金貸付等の各制度の利用・適用時において、利用者等に対し制度の内容及び権利義務について丁寧に説明することで、収入未済につながる可能性のある返還金等の債権発生の未然防止を図り、やむを得ず返還金が発生した場合は、速やかに対象者に返還理由等を説明の上、返還が滞ることがないよう指導し、履行期限までに納付しない者については督促状を発行する等、収入未済の新規発生の抑制に努めている。 また、収入未済対策要綱・要領等に基づき、定期的に滞納者ごとに納入指導方針を検討し、ケース検討会議等を開催し、電話や文書、訪問等により収入未済額の縮減に努めている。 なお、母子父子寡婦福祉資金貸付金債権については、引き続き、債権回収の一部を業者委託し、さらなる債権回収に努めていく。
商工政策課	令和５年３月31日現在、小規模企業者等設備導入資金特別会計において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。	延滞企業への訪問、電話等による催促及び分割納入等の指導を行いながら回収に努める。
労政・能力開発課	委託料において、契約事務の執行が適切に行われていないものがあったので、適正な事務の執行に努めること。	財務や契約事務に関する理解不足、チェック不足が発生要因であることから、財務事務等の適切執行について周知するとともに、複数職員によるチェック体制を徹底し、事務処理に誤りのないよう取り組むこととした。
団体経営改善課	令和５年５月31日現在、一般会計及び林業・木材産業改善資金特別会計において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。	引き続き借受者及び連帯保証人等との個別面談を実施し、延滞者個々の現況等を把握し返済を求めるとともに、事案によっては法的措置も視野に入れ、収入未済額の縮減に向けた対応策を実践していくこととした。
林政課	令和５年３月31日現在、雑入において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。	引き続き債務者に対する個別面談等を実施し、収入未済額の縮減に努めることとした。

漁港漁場整備課	令和５年３月31日現在、雑入において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。	現在、債務者である清算法人において、代表清算人の死亡により清算手続きが中断し、また、換価財産もないため、徴収困難と判断し、徴収停止措置を取っていることから、当該清算法人の状況に変化がないか引き続き注視していくこととした。
監理課	財産の管理が適切に行われていないものがあったので、適正な事務の執行に努めること。	譲渡を目的として取得した土地について、当該年度内に譲渡が完了しないことが判明した時点で速やかに異動報告の手続きを行い、適正な事務の執行に努める。また、手続遅延防止のため、土地を取得した時点で異動報告リストを作成して年度末に進捗を確認するとともに、職員間で情報共有することとした。
港湾空港課	令和５年４月30日現在、未利用の土地があるので、その解消に努めること。	ホームページでの港湾関連用地等売却の情報掲載により広く周知するとともに、港湾関連企業等に対して積極的に購入等を働きかけ、未利用財産の解消に努めている。
	財産の管理が適切に行われていないものがあったので、適正な事務の執行に努めること。	不法占有者に対し、電話連絡等により継続的に事務所建物の任意撤去を求めている。撤去に応じない場合は、建物収去土地明渡訴訟の提起を検討する。
建築住宅課	収入事務において、事務処理が適切に行われていないものがあったので、適正な事務の執行に努めること。	令和４年度中にワーキンググループを設置し、県民局との認識の共有化を図るとともに減免要領の見直しを検討した。今後、減免要領を改正し、各県民局及び各指定管理者を対象にした研修会等を開催する等して、十分な周知を図る。
	令和５年３月31日現在、財産収入において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。	債務者に対しては、毎月現況報告を求めている。また、定期的に接触を図り、生活状況を確認しながら、引き続き債権の適切な管理を図ることとしている。 令和５年度には、資産調査を実施した。

東青地域県民局地域整備部 中南地域県民局地域整備部 三八地域県民局地域整備部 西北地域県民局地域整備部 上北地域県民局地域整備部 下北地域県民局地域整備部	令和５年５月31日現在、土木使用料等において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。	収入未済額の大部分を占める県営住宅の家賃については、毎月全ての滞納者に未納通知書を送付するとともに、家賃の滞納月数が３か月に達した滞納者及びその連帯保証人に対しては催告書を送付し、催告書に記載した期限までに滞納家賃を納付しない者に対しては呼出状を送付した上で分割納付を指導する等により、滞納家賃の解消を図っている。 納付指導やその後の督促によっても納付しない滞納者に対しては、滞納家賃を分割納付すること及び分割納付を怠った場合は県営住宅の明渡請求を行うことを内容とする訴え提起前の和解に応じるよう指導し、これに応じない者に対しては、公営住宅法の規定に基づく県営住宅の明渡請求を行い、期限までに県営住宅を明け渡さない者について明渡請求訴訟を提起している。 さらに、和解をした滞納者で、納付指導では滞納家賃の納付が期待できない者及び明渡請求訴訟の判決後速やかに退去しない者に対しては、強制執行を実施しており、今年度も引き続き、これらの法的措置を強化していくこととする。 一方、退去滞納者に関しては、債権回収会社に滞納家賃の集金代行業務を、弁護士法人に滞納家賃の管理・回収業務をそれぞれ委託し、更なる滞納家賃の回収に努めている。 また、連帯保証人には、滞納者に対する納付指導の協力を依頼しているほか、連帯保証人に対しても債務履行を求めている。 以上の取組みをもってしても回収困難な滞納家賃については、「青森県県営住宅等の使用料等の不納欠損処分に係る事務処理要領（令和４年６月30日制定）」に基づく不納欠損処分を行うなど適切な債権管理を図ることとしている。 県営住宅の家賃等以外の収入未済についても、債務者に対し

		て定期的な戸別訪問や電話等による納付指導を行っている。
東青地域県民局地域整備部	需用費等において、事務処理が適切に行われていないものが７件、2,923,183円あったので、適正な事務の執行に努めること。	支払手続遅延防止のため、管理チェックシートを作成して作業進捗管理を徹底するとともに、職員間で情報共有することとした。また、定期的に財務端末の検索機能を利用するなどして、契約案件に係る支出命令未済がないか確認を行い、支払手続遅延が発生しないようにすることとした。
都市計画課（青森県下水道事業会計）	令和５年３月31日現在、十和田湖特定環境保全公共下水道の使用料において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。	過年度未収金については、既存の滞納者に対して納付指導を徹底するとともに、新規の滞納者に対しても速やかに納付指導する等して、未収額の解消を計画的に図っていく。
	当年度は、7,666,729円の純損失を計上しており、累積欠損金が219,696,499円となっているので、その解消に努めること。	今後は、未処理欠損金が累積する現在の会計方法について、公営企業会計に精通した公認会計士等と相談の上、会計処理の見直しや未処理欠損金の解消に努める。
青森県立中央病院	令和５年３月31日現在、過年度医業未収金において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。	文書や電話による催促のほか、訪問徴収専門職員による定期的・計画的な訪問徴収や未納者に対する簡易裁判所への支払督促申立てを引き続き行い未収金の回収に努める。また、高額療養費制度等の周知や利用の働きかけを積極的に行うほか、未納者が分割などの支払計画について相談しやすい仕組みづくりを行うなど、未然防止対策についても積極的に取り組み、未収金の縮減に努める。
	物品の管理が適切に行われていないものがあったので、適正な事務の執行に努めること。	タクシーチケットの管理については、職員が使用する際は、適正な使用の徹底・周知を引き続き図っていくとともに、職員以外の者は請求書払いや旅費支給に切り替えるなど、使用機会を減らすこととした。
青森県立つくしが丘病院	令和５年３月31日現在、過年度医業未収金において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。	文書や電話、あるいは面談による未収金の督促等を行うなど、未収金の回収に努めるとともに、高額療養費制度等の周知及び利用の働きかけを行うなど、未然防止にも積極的に取り組み、未収金の縮減に努める。
青森県警察本部	令和５年５月31日現在、延滞金、加算金及び過料等において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。	督促の発出から３週間経過後に対象者を抽出し、体制を組んで自宅訪問を実施する。 また、徴収研修等を受講するなど、担当者の知識向上を図る。 今後も、放置違反金の自主納付催促や滞納処分による財産差押えを行い、収入未済額の縮減に努める。

正　　　誤

発行年月日・発行番号	区分	番号	ページ	段	行	誤	正
令和五・七・一〇 第六三四号	告示	第四三四号	四	全	表中	上北郡六ケ所村大字尾駮字前田三二の一から 上北郡六ケ所村大字尾駮字表舘二二の二三まで 上北郡六ケ所村大字尾駮字前田三二の一から 上北郡六ケ所村大字尾駮字表舘二二の二三まで 上北郡六ケ所村大字尾駮字前田三二の一から 上北郡六ケ所村大字尾駮字表舘二二の二三まで	上北郡六ケ所村大字尾駮字前田三二の一から 上北郡六ケ所村大字尾駮字久保二五の二四まで 上北郡六ケ所村大字尾駮字前田三二の一から 上北郡六ケ所村大字尾駮字久保二五の二四まで 上北郡六ケ所村大字尾駮字前田三二の一から 上北郡六ケ所村大字尾駮字久保二五の二四まで

道路課

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青　森　県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚ニ付十八円九十銭